

# 若美風力発電事業

## 環境影響評価方法書についての 意見の概要と当社の見解

平成 25 年 6 月

日本風力開発株式会社



# 目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 開催日時.....	2
(2) 開催場所.....	3
(3) 来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解.....	4



## 第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成 25 年 3 月 29 日（金）

#### (2) 公告の方法

① 平成 25 年 3 月 29 日（金）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[ 別紙 1 参照 ]

・秋田魁新報（朝刊）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・各自治体の広報誌へ掲載した。

[ 別紙 2-1～2-2 参照 ]

広報おが 4 月号（No.121）P37

広報みたね 4 月号（No. 85）P 16

広報おおがた 4 月号（No.493）P 27

・自治体ホームページ（秋田県、大潟村）及び当社ホームページへ掲載した。

[ 別紙 3-1～3-4 参照 ]

### (3) 縦覧場所

自治体庁舎 4 箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

#### ① 自治体庁舎

- ・男鹿市役所 3階総務企画課 (船川港船川字泉台 66-1)
- ・男鹿市役所 若美総合庁舎 (角間崎字家ノ下 452)
- ・三種町役場 1階ロビー (山本郡三種町鶴川字岩谷子 8)
- ・大潟村役場 環境エネルギー室カウンター (南秋田郡大潟村字中央 1-1)

#### ② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

### (4) 縦覧期間

平成 25 年 3 月 29 日 (金) から平成 25 年 4 月 30 日 (火) までとした。

自治体庁舎は午前 9 時から午後 5 時まで (土・日曜日, 祝日を除く) とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

### (5) 縦覧者数

総数	0 名
(内訳) 男鹿市役所 3階総務企画課	0 名
男鹿市役所 若美総合庁舎	0 名
三種町役場 1階ロビー	0 名
大潟村役場 環境エネルギー室カウンター	0 名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号) 第 7 条の 2 の規定に基づき, 方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は, 方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[ 別紙 1 参照 ]

### (1) 開催日時

- ①平成 25 年 4 月 13 日 (土) 19 時 00 分から 20 時 20 分まで
- ②平成 25 年 4 月 14 日 (日) 19 時 00 分から 20 時 00 分まで
- ③平成 25 年 4 月 15 日 (月) 19 時 00 分から 20 時 30 分まで

## (2) 開催場所

- ①若美農業者トレーニングセンター（秋田県男鹿市）
- ②三種町せいぶ館（秋田県三種町）
- ③大潟村村民センター（秋田県大潟村）

## (3) 来場者数

来場者数 ①2名 ②2名 ③4名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

平成 25 年 3 月 29 日（金）から平成 25 年 5 月 14 日（火）までの間  
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

### (2) 意見書の提出方法

[ 別紙 4~5 参照 ]

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 1 通、意見総数は 16 件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は16件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

#### 1. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
1	対象事業実施区域の選定について 大潟村及び周辺の八郎潟干拓地は重要な鳥類生息地であり、このような場所に巨大な風車群が建設されると、鳥の繁殖や移動の妨げになり、天然記念物や絶滅危惧種がバードストライクに遭う可能性が非常に高くなると考える。また、バードストライクだけでなく、ガン類やチュウヒが風車群を忌避することによって、生息地や採食地の放棄が起き、それらの生存率が低下する懸念も十分に考えられる。このようなことから、本事業は、ガン類やチュウヒなど希少鳥類の生息に大きな影響を及ぼす可能性が非常に高く、風力発電施設の建設には不適切な場所であり、対象事業実施区域の見直しを行うべきである。	ガン類に代表される鳥類については、十分な調査を行った上で、影響を回避、低減するための保全措置の実施を検討し、影響を予測、評価してまいります。 なお、チュウヒに関しては、対象事業実施区域周辺における生息情報は得られておりません。
2	計画区域周辺における希少猛禽類及びガン類等越冬鳥類の調査範囲について チュウヒサミット 2010 での報告によると、北海道の勇払原野での調査結果を基に GIS 解析によって計算されたチュウヒの行動範囲は広く、最外殻法で約 6000ha であった。このことから、チュウヒなど希少猛禽類の生息状況に関しては、大潟村から飛来するものも含め、営巣場所、採餌場所を広く含む範囲で行動生態を把握できるよう、調査範囲を見直し、行動	方法書においては、対象事業実施区域及びその周辺 1.5km 程度を調査範囲として設定しておりますが、猛禽類の出現状況に応じて、その営巣場所や採餌場所が含まれるよう、適宜変更し、行動圏の内部構造の把握に努めてまいります。また、ガン類のねぐらや採餌場所が含まれるよう、適宜変更してまいります。



	<p>圏の内部構造について十分な調査を実施すべきである。</p> <p>また、ガン類など越冬する鳥類においても、ねぐらと採餌の位置が離れており、かつ、それらは日によっても異なり、広い範囲を移動、利用する傾向が強い。このことから、大潟村全域を含む範囲で、その行動様式や利用形態を把握できるよう、調査範囲を見直すべきである。</p>	
3	<p>2.1-4(5) 表 2.1-1(2)</p> <p>事業計画策定時の環境配慮事項について計画区域及びその周辺で希少猛禽類等の重要な鳥類の繁殖が確認された場合、繁殖を妨げないよう、繁殖期間中は工事を中止するなどの配慮を実施する旨を記載すること。</p>	<p>現地調査の結果を踏まえ、準備書においてはご指摘のような工事期間の配慮事項も含めた保全措置を検討してまいります。</p>
4	<p>4.2-31~31(163~164) 表 4.2-10(2)、表 4.2-10(3)</p> <p>調査地域及び調査期間について (b-イ 渡り鳥、b-ウ 猛禽類以外の鳥類)</p> <p>渡り鳥に関しては、計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を設定すべきである。また、ガン類などの越冬鳥類も調査対象とし、計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を設定すべきで、越冬鳥類に関する調査期間等についての項目を追加すること。</p>	<p>渡り鳥に関しては、当該地域における主たる飛行経路の位置、高度を把握することが影響を評価する上で重要であると認識しております。そのため、渡り鳥に関する調査範囲は、その確認状況を踏まえて適宜拡大いたします。</p> <p>また、冬季の調査時においては、対象事業実施区域周辺において越冬する鳥類の状況についても把握に努めるようにいたします。</p>
5	<p>4.2-31(163) 表 4.2-10(2)</p> <p>調査地点について</p> <p>定点観測及び空間飛行調査の地点については、調査にあたり、適切な視界を有しているかどうかを、視野図をもって示すこと。</p>	<p>空間飛行調査につきましては、設置予定の風力発電機の大きさを想定した調査範囲となりますことから視野図は作成しません。</p> <p>一方で、定点観察については、調査範囲がどの程度であったかを明確にする必要性を勘案し、各定点からの視野図を作成し、準備書に記載いたします。</p>
6	<p>4.2-32(164) 表 4.2-10(3)</p> <p>調査期間について (a-ア 哺乳類・鳥類)</p> <p>鳥類の調査期間については、「春、夏、秋、冬の四季の実施とする」と記されているが、春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと具体的に表現し、少なくとも年に 5 期分は調査を行うこと。なお、チュウヒが調査対象となる場合は、</p>	<p>春秋の渡り時期については渡り鳥調査において把握に努めます。「四季の実施」とありますのは、これらとは別途に実施する鳥類相に関する調査期間を指しており、の中には鳥類の繁殖期である春季も含めております。また、チュウヒに関しては対象事業実施区域周辺における生息情報は得られておりませんが、猛禽類に関する調査期間は、</p>

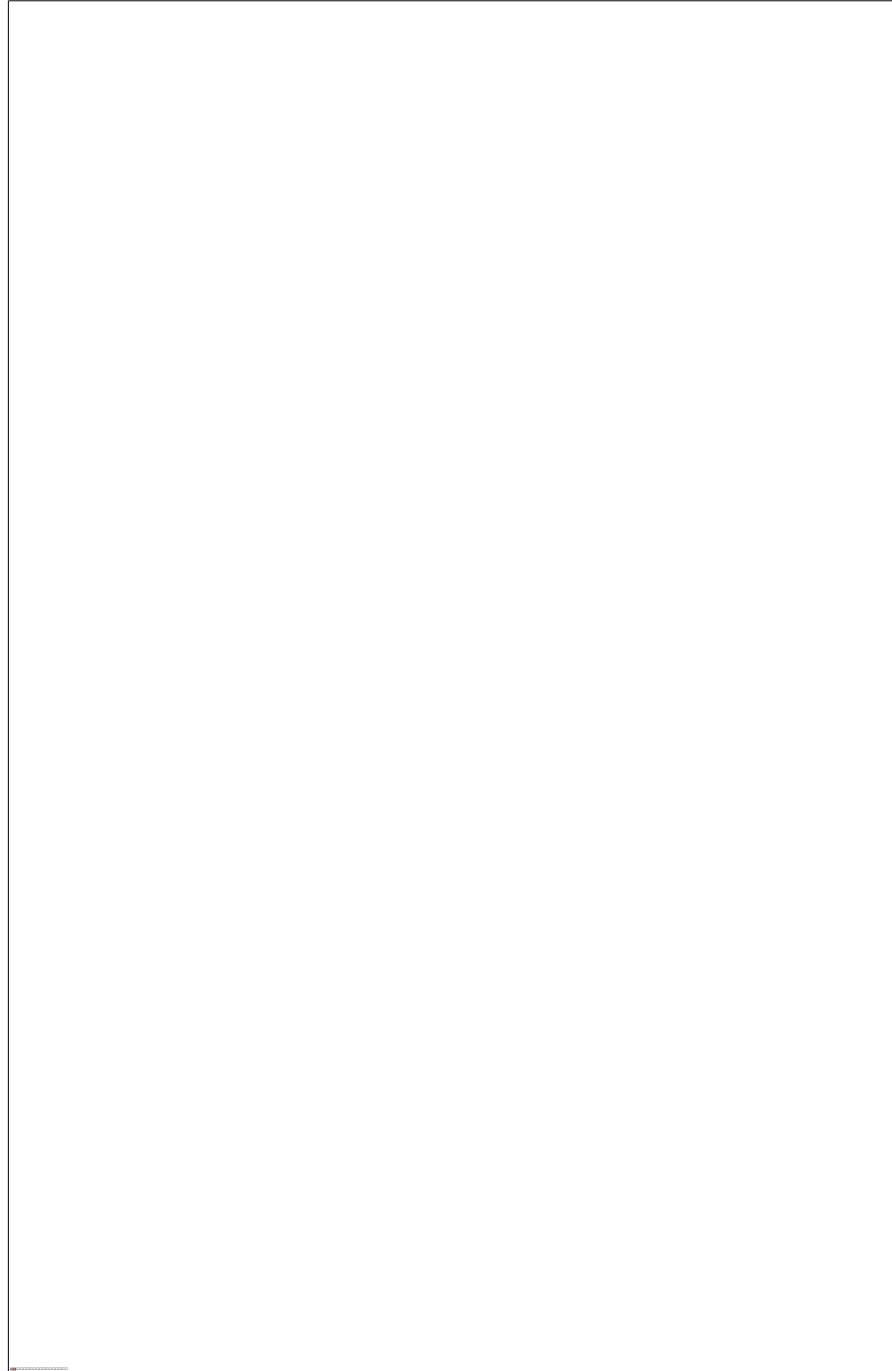
	つがい形成期、造巣期、産卵期、抱卵期、孵化期、育雛期など、チュウヒの繁殖生態に合わせて調査時期を設定すること。	同種のつがい形成期、造巣期、産卵期、抱卵期、孵化期、育雛期まで、各月1回の頻度で調査を行うこととしております。
7	4.2-32(164) 表 4.2-10(3) 調査期間について 計画区域周辺でどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むためには単年度調査では不十分であり、各年ごとに生息や気象の条件に変動がある事を踏まえ、少なくとも2年以上継続して調査を実施すること。なお、チュウヒについては、繁殖状況に年変動がある事を踏まえ、少なくとも3年以上継続して調査を実施すること。	現地調査は1年間を基本といたします。その上で、調査結果に対する専門家等からの意見聴取を行いながら、ご指摘のような年の変動性を検討し、影響を予測、評価する際に考慮するようにいたします。
8	4.2-32(164) 表 4.2-10(3) 調査期間について 鳥類の渡り時期の移動経路の調査については、渡り時期の幅が広いことから、春季調査については3月中旬頃～5月、秋季調査については8月中旬～11月中旬とするなど、十分な配慮が必要である。	調査期間は対象事業実施区域周辺を渡り時に通過する可能性のある水鳥類を対象に、それらのピークと考えられる時期に設定しましたが、補完的に4月、5月、8月、9月に実施する他調査時においても、把握に努めます。
9	4.2-32(164) 表 4.2-10(3) 調査期間（調査回数）について チュウヒも含め猛禽類における調査は1回を3日間とし、必ず月に2回以上は行うこと。特に、猛禽類やガン類の風車へのバードストライクは、天候不良時に起きやすいことが知られていることから、好天時のみならず、風雪や強風、霧の日など、悪天候時の行動様式についても、別途、調査を実施すること。 また、渡り鳥及び越冬鳥類における調査については、渡りや越冬時期に出現する鳥種が、短期間中でも変化することから、各調査は、少なくとも2週間に1回（1回につき3日間）程度実施すること。	猛禽類調査は月1回各3日間を基本としていますが、他の渡り鳥調査時や鳥類相調査時にも把握に努めます。猛禽類調査において調査期間中には悪天候時の行動についても留意して観察いたします。 また、渡り鳥調査も月1回3日間を基本としていますが、他の猛禽類調査や鳥類相調査時にも把握に努めます。
10	4.2-32(164) 表 4.2-10(3) 予測の基本的な手法について 鳥類の衝突の可能性に関しては、環境省による手引きに掲載されているものだけでなく、専門家に意見聴取するなどして最新の予測モデルを用い、衝突確率について評価を行うこと。	衝突確率の予測においては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成23年1月、環境省自然環境局野生生物課）に記載される手法を含め、最新の知見等を踏まえた複数の予測手法を選定し、予測結果を比較できるようにいたします。

11	<p>4.2-32(164) 表 4.2-10(3)  予測の基本的な手法について  チュウヒやガン類が計画区域およびその周辺を利用している場合、衝突だけでなく、風車の建設による生息地破壊及び忌避効果が生み出す生息地放棄が、チュウヒやガン類の生息に与える影響（例えば、個体数の減少や生存率の低下など）の有無や程度についても、予測を行うこと。  また、建設前における餌場としてのヨシ原の価値と、風車の建設による餌場の喪失によるチュウヒへの影響についても予測、評価すること。</p>	<p>鳥類に関しては、衝突のみならず、生息環境に及ぼす影響についても予測、評価いたします。  なお、対象事業実施区域周辺にはヨシ原は確認されておりません。</p>
12	<p>4.2-34(166) 表 4.2-11  ラインセンサスについて  鳥類に関するラインセンサス法での調査については、各調査期において確認種数が飽和するよう、1回の調査につき4回のセンサスを実施すること。もしくは、スポットセンサス法を用いることを検討すること。</p>	<p>繁殖期にはラインセンサスを複数回行うことで、より正確な鳥類相の把握に努めます。</p>
13	<p>4.2-34(166) 表 4.2-11  空間飛翔調査について  一般鳥類については空間飛翔調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。また、空間飛翔調査では飛行高度の計測を行い、飛翔高度を正確に把握するための、高度が分かるレーザー距離計を用いること。さらに、ビデオカメラによる画像撮影やその他の機器を用いるなどして、飛翔の速度や方向、距離や飛翔範囲などについても調べること。</p>	<p>方法書に記載のとおり、空間飛翔調査を実施し、鳥類の空間的な利用状況の把握に努めます。調査時には、可能な限りレーザー測距儀やビデオを併用することとし、より正確なデータの取得に努めます。</p>
14	<p>レーダー調査の利用について  鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域及び周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。また、チュウヒやガン類の行動範囲はかなり広いことから、目視のみではなく、できるだけレーダーを用いた調査を実施すること。</p>	<p>昼間の渡り鳥や猛禽類に関しては、調査地定点を広域的に配置することで、飛行経路を網羅できるようにしたいと考えます。  夜間の渡り鳥に関しては、鳴き声などの聴取により把握に努めたいと考えます。</p>
15	<p>本方法書の確定にあたっては、公開を前</p>	<p>関係機関の審査は公開の下で行われ、また</p>

	提として、有識者からの意見聴取を行うこと。	その意見等についても公表されます。
16	環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会の設置し、必要な検討や提言を受けること。	環境影響評価法に基づき、国、地方公共団体から諮問された有識者からなる審査会等において審査されますことから、他に委員会を設けることはしませんが、より広く情報を得ることを目的とした個別の意見聴取は、引き続き公開を前提として実施してまいります。

日刊新聞に掲載した公告

- ・秋田魁新報（朝刊 10 面）



自治体広報誌への掲載

「広報おが」4月号掲載

●野石地区

男鹿市野石地区において、日本風力開発株式会社が計画する「若美風力発電事業」について、今後の環境影響評価を行っていく調査方法を記載した「環境影響評価方法書」の縦覧および説明会が次のとおり行われますのでお知らせします。

【縦覧書類】 若美風力発電事業 環境影響評価方法書

【縦覧場所】 男鹿市役所 三階 総務企画課、若美庁舎窓口

【縦覧期間】 3月29日～4月30日(9時～17時、土日・祝日を除く)

【意見受付期間】 5月14日(消印有効)

【説明会】 若美農業者トレーニングセンター 4月13日(土)19時より

▶意見提出および問い合わせ先

日本風力開発株式会社東北本社 東間 ☎0175-71-1617

「広報みたね」4月号掲載

「若美風力発電事業」

【縦覧書類】

風力発電事業環境影響評価方法書

【縦覧場所】

三種町役場1階ロビー

【縦覧期間】

3月29日～4月30日  
土日・祝祭日を除く

【説明会】

4月14日 19:00～ せいぶ館

【意見書受付期間】

3月29日～5月14日

◆意見書提出および問い合わせ先

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ  
所村大字尾駁字家ノ前1-60  
日本風力開発株式会社東北本社  
TEL 0175-71-1617 担当：東間

「広報おおがた」4月号掲載

**風** 力発電事業に係わる環境影響評価方法書の縦覧及び説明会のお知らせ(その1)

男鹿市野石地区において、日本風力開発(株)が計画する「若美風力発電事業」について、今後の環境影響評価を行っていく調査方法を記載した「環境影響評価方法書」の村内における、縦覧及び説明会を次のとおり行なわれますのでお知らせします。

○環境影響評価方法書縦覧

【縦覧期間】 3月29日～4月30日 9:00～17:00  
(土日・祝祭日を除く)

【縦覧場所】 環境エネルギー室カウンター

【縦覧書類】 若美風力発電事業環境影響評価方法書

【意見受付期間】 5月14日(火) ※消印有効

○村民説明会

【場所】 村民センター

【日時】 4月15日(月) 19:00～

【意見提出及び問合せ】

日本風力開発株式会社東北本社 東間

上北郡六ヶ所村大字尾駈字家ノ前1-60

☎ 0175-71-1617

## 秋田県ホームページ掲載内容

○平成 25 年 3 月 29 日（金）より、環境管理課 イベント・お知らせに掲載

The screenshot shows the Aomori Prefecture website with a navigation menu and a search bar. The main content area features a red banner with the title "若美風力発電事業に係る環境影響評価の概要" (Overview of Environmental Impact Assessment for Wami Wind Power Project). Below the banner, there is a paragraph of text and a table with project details.

美の国あきたホーム > 組織別案内 > 生活環境部 > 環境管理課 > 若美風力発電事業に係る環境影響評価の概要

[2013年3月29日 登録]

### 若美風力発電事業に係る環境影響評価の概要

若美風力発電事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書が公告されましたので、お知らせします。  
環境影響評価方法書は、以下の表に示す縦覧場所で縦覧することができるほか、事業者ウェブサイトにおいても公表されています。

事業名	若美風力発電事業	
事業者	日本風力開発株式会社	
事業の種類	風力発電所の設置	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	男鹿市野石字大湯沢下、字五明光、字玉之池周辺	
関係地域	男鹿市、大湯村、三種町	
事業の規模	最大21,000kW (2,000～3,000kW級風力発電機を最大7基設置)	
方法書	公告日	平成25年3月29日
	縦覧期間	平成25年3月29日～4月30日
	縦覧場所	男鹿市役所3階総務企画課・若美総合支所、 三種町役場1階ロビー、 大湯村役場環境エネルギー室カウンター
	インターネットによる公表	<a href="#">事業者ウェブサイト</a>
	意見提出期限	平成25年5月14日
委員数		

このページを紹介する

[Twitter](#) [Facebook](#)



## 大潟村ホームページに掲載

### ○行事予定に掲載

農業と四季折々の自然が豊かな大潟村

# 大潟村

📍 [サイトポリシー](#) 🗺️ [サイトマップ](#) [English](#)

大潟村について | **くらしの情報** | 村からのお知らせ | 観光情報

配色の変更 **あ** **あ** **あ** | 文字サイズ **大** **標準** **小**

Home > 行事予定

## 行事予定

### 村民説明会 その1 (風力発電関連)

風力発電事業に係わる環境影響評価説明会  
男鹿市野石地区において、日本風力開発(株)が計画する「若美風力発電事業」について今後の環境影響評価を行っていく調査方法の説明会を開催します。

会場：村民センター  
時間：19:00～

[戻る](#)

村からのお知らせ

- [大潟村例規集](#)
- [行政情報の公表](#)
- [庁舎案内図](#)
- [村の組織・業務](#)
- [教育委員会](#)
- [おひさまクラブ](#)
- [社会福祉協議会](#)
- [議会](#)
- [広報おおがた](#)
- [お知らせ](#)
- [行事予定](#)

大潟村携帯サイト 

[村内連絡先](#) | [リンク集](#) | [著作権・免責事項](#) | [サイトポリシー](#) | [個人情報利用規程](#)

大潟村役場 総務企画課 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1  
Tel:0185-45-2111 Fax:0185-45-2162 E-mail:[ogata\\_mura@ogata.or.jp](mailto:ogata_mura@ogata.or.jp) [お問い合わせ](#)

Copyright © 2008 Ogata-Mura Village Office Japan All Rights Reserved.

当社ホームページに掲載したお知らせ

○平成 25 年 3 月 29 日（金）よりお知らせに掲載

The screenshot displays the homepage of Japan Wind Development Co., Ltd. The header features the company logo with the tagline "Energy for Tomorrow" and the name in Japanese and English. Navigation tabs include "企業情報", "財務・IR情報", "事業案内", "国内外の風力発電所・拠点", "風力発電について", and "よくあるご質問". The main content area is titled "事業案内" (Business Guidance) and includes a sub-section for "電子縦覧" (Electronic Brochure). A prominent banner for the "事業案内" section is visible, along with a link to a brochure titled "「若美風力発電事業 環境影響評価方法書」電子縦覧のお知らせ". The footer contains copyright information and additional navigation links.

Energy for Tomorrow  
日本風力開発株式会社  
JAPAN WIND DEVELOPMENT CO., LTD.

・サイトマップ ・ English

企業情報 財務・IR情報 事業案内 国内外の風力発電所・拠点 風力発電について よくあるご質問

日本風力開発株式会社HOME > 事業案内 > 電子縦覧

事業案内  
Business guidance

☐ ビジネスフィールド  
☐ 電子縦覧

写真ギャラリー

イオス エナジー マネジメント 株式会社  
EOS ENERGY MANAGEMENT CO., LTD.

そらべあ  
グリーン電力証書

グリーンエネルギーポータルサイト  
つくること・つかりこと・まらぶこと  
Green Energy Partnership

チャレンジ  
未来が変わる。日本が変わる。25

「若美風力発電事業 環境影響評価方法書」電子縦覧のお知らせ

☐ このページの先頭へ

Copyright © Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved. | よくあるご質問 | サイト使用条件 | 個人情報保護 | サイトマップ |

平成 25 年 3 月 29 日

各 位

日本風力開発株式会社  
代表取締役 塚脇 正幸

「若美風力発電事業 環境影響評価方法書」電子縦覧のお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「若美風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、  
下記により縦覧に供しますので、お知らせいたします。

記

1. 事業者の名称 日本風力開発株式会社
2. 縦覧書類 「若美風力発電事業 環境影響評価方法書」
3. 閲覧方法 縦覧をご覧頂く場合はお手数ですが下記URLにアクセス  
してください。  
<http://www.jwd.co.jp/pdf/wakami130329-130430.pdf>
4. 縦覧期間 平成 25 年 3 月 29 日 (金) ~ 4 月 30 日 (火)
5. 意見書受付期間 平成 25 年 5 月 1 日 (水) ~ 5 月 14 日 (火)
6. 意見書受付方法 環境の保全の見地からご意見のある方は、書面にて住所・  
氏名・意見 (意見の理由を含む) をご記入の上、郵送にて  
下記の送付先までご送付ください (最終日当日消印有効)。
7. 意見書ご送付先 〒039-3212  
青森県六ヶ所村大字尾駸字家ノ前1番地60  
日本風力開発株式会社 東北本社
8. 本件お問い合わせ先 日本風力開発株式会社 東北本社 担当 東間  
TEL. 0175-71-1617  
9時00分~17時00分 (土・日・祝日を除く)

以 上

## お 知 ら せ

「若美風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成25年3月29日（金）から平成25年4月30日（火）まで  
（ただし、土・日を除きます。）

2. 縦覧時間

午前9時～午後5時

3. 意見書の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名を必ずご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「若美風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先住所までご郵送願います。

5. 意見書の受付期間

平成25年3月29日（金）～平成25年5月14日（火）まで（必着）

6. 問い合わせ先

◆日本風力開発株式会社 担当：東間（とうま）

電話：0175-71-1617（10：00～17：00）

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村

大字尾駮字家ノ前1番地60 SOUWAビル

以上

「若美風力発電事業 環境影響評価方法書」

## 閱覧用紙

ご住所 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_

ご意見があれば、下欄にご記入願います。
